

財産被害の防止・回復に関する現行制度

令和4年3月29日
消費者委員会事務局

1. 現行制度の概観

財産被害の未然・拡大防止、回復に関する制度として典型的に想定されるもの

○民事的手法

- ・通常の民事訴訟

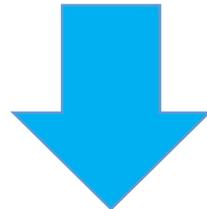
○行政的手法

- ・各行政庁の監督権限に基づく処分

○刑事的手法

- ・刑罰法規による禁止、違反に対する刑罰

上記のほかにも、特に集団的被害の拡大防止、回復に資する制度として次頁に挙げるものがある



1. 現行制度の概観

○民事的手法

- ・ 集団訴訟（消費者裁判手続特例法）

○行政的手法

- ・ 課徴金納付命令（景品表示法）

- ・ 破産手続開始申立（金融機関等の更正手続の特例に関する法律）
- ・ 解散命令（会社法）

- ・ 指示（特定商取引法）
- ・ 業務停止命令・業務禁止命令（特定商取引法、預託法等）
- ・ 多数消費者財産被害事態が発生した場合の勧告・命令（消費者安全法）
- ・ 注意喚起（消費者安全法）

○刑事的手法

- ・ 被害回復給付金支給制度（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律）

○その他特別な制度

- ・ 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（通称「振り込め詐欺救済法」）

2. 民事的手法

(1) 集団訴訟（消費者裁判手続特例法）

ア. 概要

特定適格消費者団体が、事業者の不当な行為により生じた財産的被害を集団的に回復するための制度。

特定適格消費者団体は、民事保全法の規定により、仮差押命令の申立てをすることができる（同法58条）。

イ. 運用状況

平成28年（2016年）10月の運用開始から現在までに、共通義務確認の訴えが、5事業者を被告として提起（訴訟件数としては4件）。

仮差押命令の申立事例は1件。

ウ. 主な事案

- ・ 大学入試において得点調整が行われていた事案
- ・ 給与ファクタリングと称する利息制限法・出資法違反の事案
- ・ 情報商材に関する事案

3. 行政的手法

(1) 課徴金納付命令（景品表示法）

ア. 概要

優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を行った事業者に対し、課徴金を賦課する制度（景品表示法8条以下）。事業者が法定の手続に従って、消費者に対する返金を実施した場合、返金した金額が課徴金額から減額される（同法10条）。

イ. 運用状況

1. 景品表示法に基づく法的措置件数の推移(令和4年1月31日現在)

(単位:件)(※3)

年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	合計	年度	
	(2010)	(2011)	(2012)	(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)			
国	措置命令	20	28	37	45	30	13	27	50	46	40	33	33	402	措置命令
	課徴金納付命令(※1)							1	19	20	17	15	13	85	課徴金納付命令(※1)
都道府県等(※2)	36	22	29	64	3	3	1	8	9	15	8	1	指示 154	措置命令 45	都道府県等(※2)

出典：消費者庁「景品表示法に基づく法的措置件数の推移及び措置事件の概要の公表(令和4年1月31日現在)」

3. 行政的手法

(1) 課徴金納付命令（景品表示法）

ウ. 主な事案

【一般】

- ・ 製薬会社のウィルス除菌商品における誤認表示事案
- ・ 生活雑貨用品会社の電気ケトルにおける誤認表示事案

【返金措置】

- ・ 食品販売会社の健康食品における誤認表示事案
- ・ オンラインゲーム会社の景品キャンペーンにおける誤認表示事案
- ・ 自動車会社における軽自動車の燃費表示における誤認表示事案

3. 行政的手法

(2) 破産手続開始申立（金融機関等の更正手続の特例に関する法律）

ア. 概要

金融機関等（金融機関〔銀行、協同組織金融機関又は株式会社商工組合中央金庫〕、金融商品取引業者、保険会社及び少額短期保険業者）の破産手続について、監督官庁に破産手続開始の申立権を付与。

金融機関が実質的には破綻していても、資金の流動性が確保される限り事業を継続することによって、更に経営状態が悪化し、預金者等への過大な負担が生じ、破綻処理コストが一層増大する。これを防止するため、金融機関の監督検査権を持ち、その内容や財務状況等をよく知り得る立場にあり、預金者等保護に責任を負う監督官庁に申立権を認め、早期の破綻処理を可能にすることがその目的とされる。

※消費者庁「行政による経済的不利益賦課制度及び財産の隠匿・散逸防止について」

（平成25年6月）23頁参考

イ. 運用状況

金融庁長官が、証券会社に対して破産手続開始の申立て及び保全管理命令の申立てを行った事案（平成20年）。

3. 行政的手法

(3) 解散命令（会社法）

ア. 概要

会社の存在が公益を害する一定の場合に、裁判所が、法務大臣又は株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、会社の解散を命ずることができる（同法824条）。

解散命令が下された会社は解散し、清算手続が開始する（同法475条1号）。

イ. 運用状況

直近7年間 の裁判所への申立件数（※法務省で把握されている件数。令和4年2月現在）

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
2	0	1	2	1	3	0

3. 行政的手法

(4) 指示（特定商取引法）、業務停止命令・業務禁止命令（特定商取引法、預託法等）

ア. 概要

○指示

- ・主務大臣は、事業者の一定の違反行為により、取引の公正及び消費者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者等の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる（特定商取引法7条、14条、22条等）。

○業務停止命令

- ・行政規制違反に対し、一定の要件の下、業務の全部または一部を停止することを命ずることができる（特定商取引法8条1項、15条1項、23条1項等、預託法7条1項）。
- ・上記以外にも、監督官庁による業務停止命令として、金融商品取引法52条1項、保険業法132条1項等がある。

○業務禁止命令

- ・法人に対して業務停止命令を行う場合、その役員および命令の前60日以内に役員であった者並びに（統括的な立場の）使用人に対し、業務停止命令の範囲の業務を個人事業主として新たに開始すること、または当該業務を行う別法人の役員となることの禁止を命ずることができる（特定商取引法8条の2、15条の2、23条の2等）。
- ・改正預託法でも、一定の要件の下、個人に対して業務の禁止を命ずることができる（改正預託法20条（令和4年6月1日施行））。

3. 行政的手法

(4) 指示（特定商取引法）、業務停止命令・業務禁止命令（特定商取引法、預託法等）

イ. 運用状況（特定商取引法）

特定商取引法違反に基づく処分件数の推移(令和3年4月1日現在)

(単位:件)

年度	平成9		平成10		平成11		平成12		平成13		平成14		平成15		平成16		平成17		平成18		平成19		平成20		平成21		平成22		平成23		平成24		平成25		平成26		平成27		平成28		平成29		平成30		平成31 (令和元)		令和2		合計		年度		
	(1997)		(1998)		(1999)		(2000)		(2001)		(2002)		(2003)		(2004)		(2005)		(2006)		(2007)		(2008)		(2009)		(2010)		(2011)		(2012)		(2013)		(2014)		(2015)		(2016)		(2017)		(2018)		(2019)		(2020)						
処分内容	業務停止命令		指示		業務停止命令		指示		業務停止命令		指示		業務停止命令		指示		業務停止命令		指示		業務停止命令		指示		業務停止命令		指示		業務停止命令		指示		業務停止命令		指示		業務停止命令		指示		業務禁止命令		業務停止命令		指示		業務禁止命令		業務停止命令		指示		
	業務停止命令		指示		業務停止命令		指示		業務停止命令		指示		業務停止命令		指示		業務停止命令		指示		業務停止命令		指示		業務停止命令		指示		業務停止命令		指示		業務停止命令		指示		業務停止命令		指示		業務禁止命令		業務停止命令		指示		業務禁止命令		業務停止命令		指示		
合計	9	13	7	4	20	25	26	40	80	84	182	141	138	188	125	121	118	95	84	62	69	131	176	141	2079																												
国	9	12	5	0	13	9	7	16	35	30	40	37	48	53	43	40	21	40	34	28	32	58	89	89	788																												
	1	8	0	12	0	5	0	0	1	12	2	7	0	7	10	6	22	13	25	5	34	6	26	11	25	23	28	25	24	19	31	9	12	9	16	24	23	11	14	14	15	17	13	19	26	26	30	33	33	33	23	381	325
都道府県	0	1	2	4	7	16	19	24	45	54	142	104	90	135	82	81	97	55	50	34	37	73	87	52	1291																												
	0	0	0	1	0	2	0	4	0	7	0	16	0	19	0	24	3	42	11	43	79	63	87	17	75	15	115	20	67	15	53	28	70	27	47	8	33	17	25	9	24	13	26	28	19	27	27	33	14	18	20	756	463

出典：消費者庁「特定商取引法違反に基づく処分件数の推移の公表について（令和3年4月1日現在）」

3. 行政的手法

(4) 指示（特定商取引法）、業務停止命令・業務禁止命令（特定商取引法、預託法等）

ウ. 主な事案（特定商取引法、預託法）

- ・化粧品、健康食品等を扱う連鎖販売業者である会社に対し、3か月間の取引等停止命令、違反行為の是正等の指示。役員等に対し、3か月間の業務禁止命令（勧誘目的の不明示・迷惑勧誘等）（令和3年）
- ・リフォーム工事の訪問販売業者である会社に対し、6か月間の業務停止命令、違反行為の是正等の指示。役員等に対し、6か月間の業務禁止命令（勧誘目的の不明示・不実告知等）（令和3年）
- ・情報商材の訪問販売事業者である会社に対し、3か月間の業務停止命令、業務改善の指示。役員等に対し、3か月間の業務禁止命令（勧誘目的等不明示、適合性原則違反）（令和3年）
- ・オンラインカジノの連鎖販売取引業者に対し、15か月間の取引等停止命令、再発防止策・コンプライアンス体制構築の指示、15か月間の業務禁止命令（事実不告知）（令和3年）
- ・カード型USBメモリを購入した相手方から賃借した上で、これに読み込まれたアプリケーションを第三者の利用に供する事業に供し、かかる事業により得られた収益から賃借料を支払うとされる役務を提供する訪問販売事業者に対し、24か月間の業務停止、違反行為の発生原因の調査報告、再発防止策・コンプライアンス体制構築等の指示（不実告知）（令和元年）
- ・家庭用永久磁石磁気治療器の預託等取引業者、販売業者、役務提供事業者及び連鎖販売事業者に対し、3か月間の業務停止、違反行為の是正に必要な措置をとるべき旨指示（書面の交付義務違反、書類の備置き義務違反（預託法）、勧誘目的等不明示（特定商取引法））（平成28年）

3. 行政的手法

(5) 多数消費者財産被害事態が発生した場合の勧告・命令（消費者安全法）

ア. 概要

○勧告（同法40条4項）

・ 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合（当該多数消費者財産被害事態による被害の拡大又は当該多数消費者財産被害事態と同種若しくは類似の多数消費者財産被害事態の発生（以下この条において「多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

○命令（同法40条5項）

・ 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3. 行政的手法

(5) 多数消費者財産被害事態が発生した場合の勧告・命令（消費者安全法）

○補足

・多数消費者財産被害事態

同法2条8項

この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、**第五項第三号に掲げる事態のうち**、同号に定める行為に係る取引であって次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいう。

一 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のもものと著しく異なるもの

二 前号に掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、政令で定めるもの

3. 行政的手法

(5) 多数消費者財産被害事態が発生した場合の勧告・命令（消費者安全法）

○補足

・多数消費者財産被害事態

同法2条5項

この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの（その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。）

二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

3. 行政的手法

(5) 多数消費者財産被害事態が発生した場合の勧告・命令（消費者安全法）

○補足

・多数消費者財産被害事態

同法施行令

（消費者の利益を不当に害する等のおそれがある行為）

第三条 法第二条第五項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 商品等又は役務について、虚偽の又は誇大な広告又は表示をすること。

二 消費者との間の契約（事業として締結するものに限る。以下この条において同じ。）に関し、その締結について消費者を勧誘するに際して、又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約を妨げるため、次のイからニまでのいずれかに該当する行為をすること。

イ 当該契約に関する事項であって、消費者の当該契約を締結するかどうか又は当該契約の解除若しくは解約をするかどうかについての判断に通常影響を及ぼすものについて、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。

ロ 当該契約の目的となる商品、製品、役務、権利その他のものに関し、将来におけるその価額、将来において消費者が受け取る金額、その使用等により将来において生ずる効用その他の事項であって将来における変動が不確実なものについて断定的判断を提供すること。

ハ 消費者が事業者に対し、消費者の住居又は消費者が業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

ニ 消費者が事業者に対し、当該契約の締結について勧誘し、又は消費者が当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約をしようとしている場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から消費者を退去させないこと。

三 前号に掲げるもののほか、消費者との間の契約の締結若しくは履行又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約に関し、消費者を欺き、又は威迫して困惑させること。

（次頁へ）

3. 行政的手法

(5) 多数消費者財産被害事態が発生した場合の勧告・命令（消費者安全法）

○補足

・多数消費者財産被害事態

四 次のイ又は口のいずれかに該当する契約を締結し、又は当該契約の締結について消費者を勧誘すること。

イ 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第四条第一項から第四項までの規定その他の消費者と事業者との間の契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに関する法律の規定であって消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるものによって消費者が当該契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとされる契約

ロ 消費者契約法第八条第一項又は第八条の二から第十条までの規定その他の消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定であって消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるものによって無効とされる契約の条項を含む契約

五 消費者との間の契約に基づく債務又は当該契約の解除若しくは解約によって生ずる債務の全部又は一部の履行を正当な理由なく、拒否し、又は著しく遅延させること。

六 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第四条の規定に違反して景品類を提供すること。

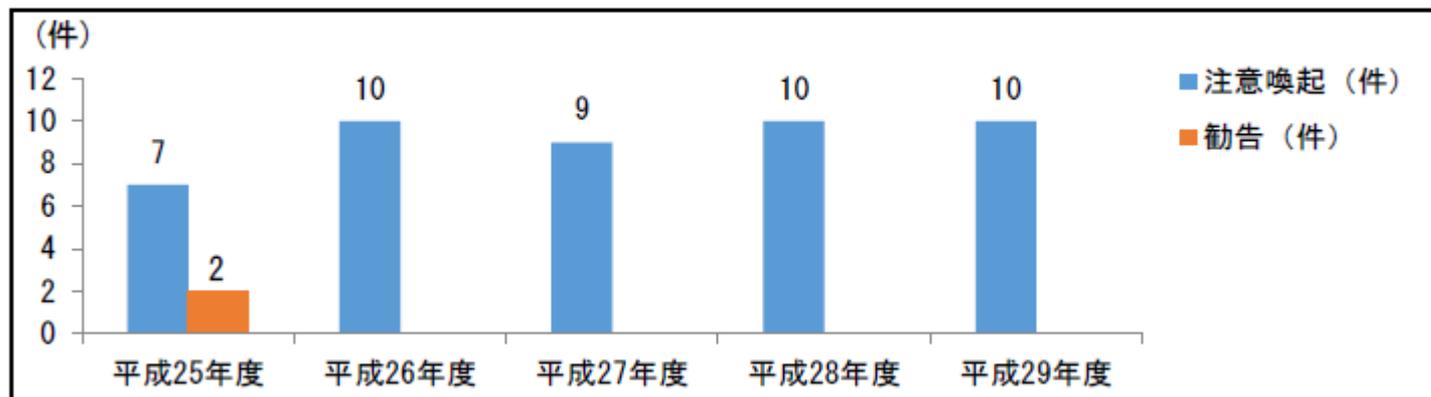
七 前各号に掲げるもののほか、消費者との間の契約の締結若しくは履行又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約に係る事業者の行為の規制に関する法律の規定であって、消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるものに違反する行為をすること。

3. 行政的手法

(5) 多数消費者財産被害事態が発生した場合の勧告・命令（消費者安全法）

イ. 運用状況

【消費者安全法（財産事案）の注意喚起、勧告の件数推移】



出典：消費者庁「平成29年度における消費者安全法（財産分野）の運用状況について」（平成30年4月20日）

3. 行政的手法

(5) 多数消費者財産被害事態の場合の勧告・命令（消費者安全法）

ウ. 勧告がされた事案

- ・ インターネットを用いたオンラインゲーム事業の紹介者を募集する事業者が、必ず儲かるかのように消費者に告げていた事案（断定的判断の提供）（平成25年度）
- ・ 有料老人ホーム事業を営んでいるかのように装って社債の募集を行っていた事業者が、拠点も老人ホーム設置の届出もなく、事業実態がないことが判明した事案（不実の告知）（平成25年度）

3. 行政的手法

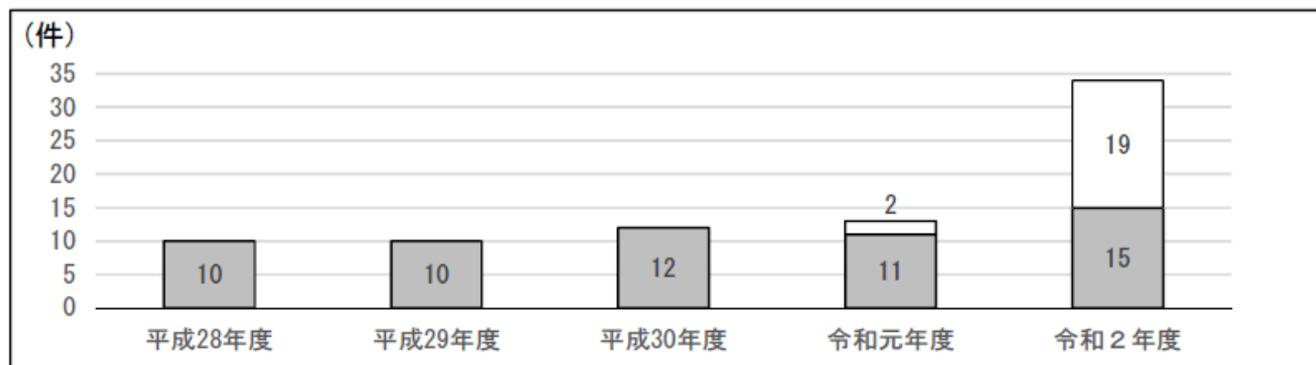
(6) 注意喚起（消費者安全法）

ア. 概要

消費者庁は、消費者被害の発生又は拡大の防止のために必要があると認めるときは、消費者に対する注意喚起、関係行政機関の長等に対する情報提供を行う（消費者安全法38条1項）。

イ. 運用状況

【消費者安全法（財産事案）の注意喚起の件数推移】



- (凡例) 消費者安全法に基づく注意喚起を単独で実施した事案
 特定商取引法に基づく行政処分と併せて注意喚起を実施した事案

出典：消費者庁「令和2年度における消費者安全法（財産分野）の運用状況について」（令和3年6月4日）

3. 行政的手法

(6) 注意喚起（消費者安全法）

ウ. 主な事案

【消費者安全法に基づく注意喚起を単独で実施】

- ・ 毎月10万円もうかるビジネスなどとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者2社に関する注意喚起（令和2年度）
- ・ 「あなたの土地を売ってくれませんか。」などと原野などの売却を持ちかけ、消費者に金銭などの被害をもたらす事業者に関する注意喚起（令和2年度）
- ・ 「商品先物取引で被った損失を取り戻せる」などとうたい、高額な金銭を支払わせる株式会社に関する注意喚起（令和2年度）

【特定商取引法に基づく行政処分と併せて注意喚起を実施】

- ・ 特定商取引法の業務停止命令等が発せられた結果、別会社名義で実施された役務の訪問販売に関する注意喚起（令和元年度）

4. 刑事的手法

(1) 被害回復給付金支給制度（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律）

ア. 概要

組織的犯罪処罰法により、財産犯等の犯罪行為により犯人が被害者から得た財産等（犯罪被害財産※）について、一定の場合にその没収・追徴を行うことができ、また、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律により、没収・追徴した犯罪被害財産や外国から譲与を受けたこれに相当する財産を用いて、被害者等に対し、被害回復給付金が支給される。

イ. 運用状況

令和2年に被害回復給付金支給手続の開始決定が行われたのは13件であり、開始決定時における給付資金総額は約5億6,541万円であった（官報による）。

出典：令和3年版「犯罪白書」277頁

※財産犯等の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又はその財産の保有や処分に基づき得た財産（組織的犯罪処罰法13条2項）

4. 刑事的手法

(1) 被害回復給付金支給制度（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律）

○補足 組織的犯罪処罰法 13条2項各号

一 財産に対する罪

二 刑法第二百二十五条の二第二項の罪に係る第三条（組織的な拐取者身の代金取得等）の罪

三 刑法第二百二十五条の二第二項（拐取者身の代金取得等）又は第二百二十七条第四項後段（収受者身の代金取得等）の罪

四 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第五条第一項後段（高金利の受領）、第二項後段（業として行う高金利の受領）若しくは第三項後段（業として行う著しい高金利の受領）、第五条の二第一項後段（高保証料の受領）若しくは第五条の三第一項後段（保証料がある場合の高金利の受領）、第二項後段（保証があり、かつ、変動利率による利息の定めがある場合の高金利の受領）若しくは第三項後段（根保証がある場合の高金利の受領）の罪、同法第五条第一項後段若しくは第二項後段、第五条の二第一項後段若しくは第五条の三第一項後段、第二項後段若しくは第三項後段の違反行為に係る同法第八条第一項（高金利の受領等の脱法行為）の罪、同法第五条第三項後段の違反行為に係る同法第八条第二項（業として行う著しい高金利の受領の脱法行為）の罪又は同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第三項（元本を保証して行う出資金の受入れ等）の罪

五 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十九条（不正の手段による補助金等の受交付等）の罪

六 航空機工業振興法（昭和三十三年法律第百五十号）第二十九条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

七 人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）第一条から第四条まで（人質による強要等、加重人質強要、人質殺害）の罪

八 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生）の罪

九 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生）の罪

十 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百六十六条（詐欺更生）の罪

十一 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産）の罪

十二 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第二条第四号に係る海賊行為に係る同法第三条第一項（人質強要に係る海賊行為）又は第四条（人質強要に係る海賊行為致死傷）の罪

4. 刑事的手法

(1) 被害回復給付金支給制度（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律）

○補足 組織的犯罪処罰法 13条2項の適用を受ける前提として、同条1項各号のいずれかの財産に該当する必要がある。

同法13条1項

一 犯罪収益（第六号に掲げる財産に該当するものを除く。）

二 犯罪収益に由来する財産（第六号に掲げる財産に該当する犯罪収益の保有又は処分にに基づき得たものを除く。）

三 第九条第一項の罪に係る株主等の地位に係る株式又は持分であって、不法収益等（薬物犯罪収益、その保有若しくは処分にに基づき得た財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産であるもの（第四項において「薬物不法収益等」という。）を除く。以下この項において同じ。）を用いることにより取得されたもの

四 第九条第二項又は第三項の罪に係る債権であって、不法収益等を用いることにより取得されたもの（当該債権がその取得に用いられた不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該不法収益等）

五 第十条又は第十一条の罪に係る犯罪収益等

六 不法収益等を用いた第九条第一項から第三項までの犯罪行為又は第十条若しくは第十一条の犯罪行為により生じ、若しくはこれらの犯罪行為により得た財産又はこれらの犯罪行為の報酬として得た財産

七 第三号から前号までの財産の果実として得た財産、これらの各号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他これらの各号の財産の保有又は処分にに基づき得た財産

同法2条2項

2 この法律において「**犯罪収益**」とは、次に掲げる財産をいう。

一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

イ 死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪（ロに掲げる罪及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。）第二条第二項各号に掲げる罪を除く。）

ロ 別表第一（第三号を除く。）又は別表第二に掲げる罪

4. 刑事的手法

(1) 被害回復給付金支給制度（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律）

ウ. 主な事案

- ・ 投資金名目詐欺事件（令和3年）
- ・ 違法な高金利を取り立てていたヤミ金融事件（令和2年）
- ・ 詐欺グループによる警察官等を装った特殊詐欺事件（令和2年）
- ・ 出資金等名下詐欺事件（令和元年）

5. その他特別な制度

(1) 振り込め詐欺救済法

ア. 概要

振り込め詐欺等の犯罪行為による被害者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定める。

一般的に対象となる犯罪行為としては、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺のほか、ヤミ金融や未公開株式購入に係る詐欺等が該当する。

5. その他特別な制度

(1) 振り込め詐欺救済法

イ 運用状況

表1 令和2年度中の主な公告の実施状況

○対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告 (24回)	
金融機関数	535 先
口座数	21,042 件
対象預金等債権の額	1,708,299,214 円
○消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告 (24回)	
金融機関数	404 先
口座数	8,322 件
消滅預金等債権の額	1,407,825,407 円
○被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告 (24回)	
金融機関数	405 先
消滅預金等債権の額	1,241,448,608 円
支払該当決定を受けた者に対する支払額の総額	1,097,684,369 円
法第十九条の規定による預金保険機構への納付予定額	143,764,239 円
(参考) 令和3年3月31日時点の納付金残高	109,790,482 円 (納付金に係る利息 3,711,136 円を含む)
(注) 「口座数」、「債権の額」は、各公告回数合計。「金融機関数」は、各公告回数合計ではなく純計。	

出典：預金保険機構「振り込め詐欺救済法に基づいて令和2年度中に実施した公告について」（令和3年5月7日）